

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸 亀 市 長 松 永 恭 二

追 加 議 案 の 送 付 に つ い て

令和 7 年丸亀市議会 12 月定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 134 号 令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 135 号 丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第 136 号 丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 137 号 丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 138 号 丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正
について
- 議案第 139 号 丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第 140 号 丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 141 号 工事請負契約の締結について（緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施
工一括発注工事請負契約）

令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 610, 285 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 80, 089, 485 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 18 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	歳入	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金			544,249	△58,000	486,249
	2 負担金		544,249	△58,000	486,249
15 国庫支出金			11,262,058	400,000	11,662,058
	2 国庫補助金		4,441,614	400,000	4,841,614
19 繰入金			16,925,570	8,451	16,934,021
	2 基金繰入金		16,893,141	8,451	16,901,592
20 繰越金			380,779	259,834	640,613
	1 繰越金		380,779	259,834	640,613
歳入	合計		79,479,200	610,285	80,089,485

(単位：千円)

歳出

款	項	補正前額	補正額	計
2 総務費		7,719,037	37,000	7,756,037
	1 総務管理費	6,607,260	37,000	6,644,260
3 民生費		24,844,279	547,530	25,391,809
	2 児童福祉費	13,153,141	547,530	13,700,671
4 衛生費		4,742,751	△58,000	4,684,751
	3 上水道費	427,318	△58,000	369,318
7 商工費		472,864	2,600	475,464
	1 商工費	472,864	2,600	475,464
8 土木費		6,082,280	5,700	6,087,980
	5 都市計画費	3,251,890	5,700	3,257,590
9 消防費		3,098,906	50,000	3,148,906
	1 消防費	3,098,906	50,000	3,148,906
10 教育費		24,961,646	25,455	24,987,101
	4 幼稚園費	478,092	7,955	486,047
	5 社会教育費	11,070,354	17,500	11,087,854
歳出	合計	79,479,200	610,285	80,089,485

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	補正後の額	計	計
13 分担金及び負担金	544,249	△58,000	486,249		486,249
15 国庫支出金	11,262,058	400,000	11,662,058		11,662,058
19 繰入金	16,925,570	8,451	16,934,021		16,934,021
20 繰越金	380,779	259,834	640,613		640,613
歳入合計	79,479,200	610,285	80,089,485		80,089,485

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	7,719,037	37,000	7,756,037
3 民生費	24,844,279	547,530	25,391,809
4 衛生費	4,742,751	△58,000	4,684,751
7 商工費	472,864	2,600	475,464
8 土木費	6,082,280	5,700	6,087,980
9 消防費	3,098,906	50,000	3,148,906
10 教育費	24,961,646	25,455	24,987,101
歳出合計	79,479,200	610,285	80,089,485

(単位：千円)

補正額の財源内訳	財源			一般財源
	特 定 財 源			
	国県支金	地方債	その他	
	0	0	0	37,000
	400,000	0	0	147,530
	0	0	△58,000	0
	0	0	0	2,600
	0	0	0	5,700
	0	0	0	50,000
	0	0	0	25,455
	400,000	0	△58,000	268,285

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
13 分相金及び負担金	544,249	△ 58,000	486,249
2 負担金	544,249	△ 58,000	486,249
3 衛生費負担金	166,818	△ 58,000	108,818

(単位：千円)

区 分	箇		説 明
	金 額		
4 1.水道費負担金	△ 58,000		香川県広域水道企業団職員管理費負担金 △ 58,000

(単位：千円)

区 分	額		説 明
	金 額		
11 児童福祉総務費 補助金	400,000		物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 400,000

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	11,262,058	400,000	11,662,058
2 国庫補助金	4,441,614	400,000	4,841,614
1 民生費国庫補助金	755,248	400,000	1,155,248

(単位：千円)

区分	額		説明	明
	分	額		
1 財政調整基金繰入金		8,451	財政調整基金繰入金	8,451
入金				

款項目	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	16,925,570	8,451	16,934,021
2 基金繰入金	16,893,141	8,451	16,901,592
2 財政調整基金繰入金	1,734,586	8,451	1,743,037

(単位：千円)

区分	額		説明	明
	金額	額		
1 前年度繰越金	259,834	259,834	前年度繰越金	259,834

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 繰越金	380,779	259,834	640,613
1 繰越金	380,779	259,834	640,613
1 繰越金	380,779	259,834	640,613
歳 入 合 計	79,479,200	610,285	80,089,485

(単位：千円)

区 分	節		説 明
	金 額		
2 給料	22,000		22,000 職員給与管理費 37,000
3 職員手当等	15,000		700 一般職給 6,000 扶養手当 4,000 一般職期未手当 2,700 勤勉手当 1,300 時間外勤務手当 300 通勤手当 300 特殊勤務手当

3. 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	7,719,037	37,000	7,756,037		
1 総務管理費	6,607,290	37,000	6,644,290	0	37,000
1 一般管理費	2,728,718	37,000	2,765,718	0	37,000

(単位：千円)

区 分	額		説 明
	金 額		
3 職員手当等	455	455	給付金事務従事職員手当
10 需用費	612	100	消耗品費
		512	印刷製本費
11 夜務費	8,933	1,023	通信運搬費
		7,910	手数料
18 負担金、補助及び交付金	390,000	390,000	物価高対応子育て応援手当
1 報酬	13,000	13,000	会計年度任用職員報酬 (保育士等)
2 給料	81,870	81,870	会計年度任用職員給 (保育士等)
3 職員手当等	52,660	52,660	会計年度任用職員期末手当 (保育士等)
		28,540	子育て支援事業費 一時預かり事業費
		24,120	会計年度任用職員勤勉手当 (保育士等)
			保育所及びびども園管理運営費 146,800
			保育所及びびども園運営費 146,800
			物価高対応子育て応援手当支給率 400,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	24,844,279	547,530	25,391,809		
2 児童福祉費	13,153,141	547,530	13,700,671	400,000	147,530
1 児童福祉総務費	1,907,674	400,000	2,307,674	400,000	0
				(特定財源内訳) 国庫支出金 400,000	
3 保育所及びびども園費	6,385,887	147,530	6,533,417	0	147,530

(単位：千円)

区分	額		説明	明
	分	金額		
2 給料		△35,000	一般職給	△35,000
3 職員手当等		△15,000	扶養手当 一般職期末手当 勤奨手当 時間外手当 通勤手当 住居手当	△700 △7,000 △6,000 △500 △400 △100
4 共済費		△8,000	一般職共済組合負担金	△8,000
			香川県広域水道企業団職員管理費	△58,000

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,742,751	△58,000	4,684,751		
3 上水道費	427,318	△58,000	369,318	△58,000	0
1 上水道費	427,318	△58,000	369,318	△58,000 (特定財源内訳) 負担金 △58,000	0

(単位：千円)

区 分	額		説 明
	金 額		
2 給料	1,000		一般職給 1,000 商工管理費 2,600
3 職員手当等	1,300		時間外勤務手当 1,000 住居手当 300
4 共済費	300		一般職共済組合負担金 300

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 商工費	472,864	2,600	475,464		2,600
1 商工費	472,864	2,600	475,464	0	2,600
1 商工総務費	77,804	2,600	80,404	0	2,600

(単位：千円)

区	額		説	明
	分	金額		
2 給料		3,500	一般職給	3,500 街路事業費(単独事業)
3 職員手当等		1,200	扶養手当	200 街路事業事務費
			一般職期末手当	550
			勤労手当	450
4 共済費		1,000	一般職共済組合負担金	1,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	6,082,280	5,700	6,087,980		5,700
5 都市計画費	3,251,890	5,700	3,257,590	0	5,700
3 街路事業費	393,346	5,700	399,046	0	5,700

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
9 消防費	3,098,906	50,000	3,148,906		
1 消防費	3,098,906	50,000	3,148,906	0	50,000
1 常備消防費	1,072,890	50,000	1,122,890	0	50,000

区 分	金 額	説 明	明
3 職員手当等	20,000	一般職期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 管理職特別勤務手当	7,000 3,500 9,000 500
4 共済費	5,000	一般職共済組合負担金	5,000

(単位：千円)

区 分	額		説 明
	金 額		
2 給料	6,018	5,000	幼稚園管理運営費
3 職員手当等	1,437	1,018	幼稚園運営費
4 共済費	500	500	
2 給料	6,000	6,000	社会教育管理費
3 職員手当等	9,500	500	
4 共済費	2,000	2,000	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	24,961,646	25,455	24,987,101		
4 幼稚園費	478,092	7,955	486,047	0	7,955
1 幼稚園費	475,592	7,955	483,547	0	7,955
5 社会教育費	11,070,354	17,500	11,087,854	0	17,500
1 社会教育総務費	567,080	17,500	584,580	0	17,500
歳 出 合 計	79,479,200	610,285	80,089,485	342,000	268,285

給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

了 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 料			与 費			合 計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	866 (10)	0	3,511,710	2,155,331	5,667,041	1,188,112	6,855,153	
補正前	880 (10)	0	3,484,210	2,122,531	5,606,741	1,187,312	6,794,053	
比 較	△ 14 (0)	0	27,500	32,800	60,300	800	61,100	

※ () 内は短時間勤務職員の職員数(外書き)

区分	扶養手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	時間外勤務手当	の内訳	
						通勤手当	特別勤務手当
補正後	89,162	94,392	796,378	647,050	306,364	0	0
補正前	88,462	93,592	786,328	642,800	291,264	0	0
比 較	700	800	10,050	4,250	15,100	0	0
区分	通勤手当	特別勤務手当	住居手当	地域手当	退職手当		
補正後	56,981	40,942	54,216	514	67,000		
補正前	55,781	40,642	54,316	514	67,000		
比 較	1,200	300	△ 100	0	0		
区分	単身赴任手当	管理職特別勤務手当					
補正後	0	2,332					
補正前	0	1,832					
比 較	0	500					

イ 会計年度任用職員

区分	給 料			与 費			合 計 (千円)
	報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	1,245,169	791,767	795,602	2,832,538	303,220	3,135,758	
補正前	1,232,169	708,879	742,305	2,683,353	303,220	2,986,573	
比 較	13,000	82,888	53,297	149,185	0	149,185	

区分	通勤手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)	の内訳	
						退職手当	退職手当
補正後	16,105	404,032	339,572	25,893	10,000	0	0
補正前	16,105	375,155	315,152	25,893	10,000	0	0
比 較	0	28,877	24,420	0	0	0	0

議案第 135 号

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正について
丸亀市職員の給与に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 22 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 6 月に支給する場合において <u>は 100 分の 125、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5 を</u> 乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第 25 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>	<p>(期末手当) 第 22 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125 を乗じて得た額</u> に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第 25 条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</p>

改正後

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の2.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

職員の区分	給料表 (単位 円)							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
再任用職員	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
再任用職員以外	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
再任用職員	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
再任用職員以外	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
再任用職員	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
再任用職員以外	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
再任用職員	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500

改正前

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 略

別表第1(第4条関係)

職員の区分	給料表 (単位 円)							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
再任用職員	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
再任用職員以外	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
再任用職員	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
再任用職員以外	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
再任用職員	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
再任用職員以外	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
再任用職員	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500

改正後												改正前											
員	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500						
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	502,900	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	490,000						
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	503,800	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	491,000						
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	504,300	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	491,500						
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700							
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000							
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300							
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500							
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100		207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700							
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400		209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000							
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700		210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300							
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900		212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500							
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100		213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700							
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900		215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500							
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700		216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300							
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500		218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100							
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100		220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700							
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700		221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300							
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300		223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900							
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900		224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500							
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600		225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200							
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400		226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000							
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400							
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500		228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100							
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000		230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600							
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400		231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000							

改正後										改正前									
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	463,300			242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300			
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	463,600			242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600			
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	463,900			243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900			
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	464,200			243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	464,500			244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	464,800			245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	465,100			245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	465,400			246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	465,700			246,400	282,200	327,500	370,300	387,200	410,900	453,900			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	466,000			246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	466,300			247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	466,600			247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	466,900			247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	455,200			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	467,200			247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,500			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	467,500			248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,800			

改正後										改正前									
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	467,800			61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	456,100		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	468,100			62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	456,500		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	468,400			63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	456,800		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	468,700			64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	457,100		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	469,000			65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	457,400		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	469,300			66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	457,800		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	469,600			67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	458,100		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	469,900			68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	458,400		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	470,200			69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	458,700		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	470,500			70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	459,100		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	470,800			71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	459,400		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	471,100			72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	459,700		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	471,400			73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	460,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	427,300	471,700			74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	416,000	460,400		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	427,600	472,000			75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	416,300	460,700		
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	427,800	472,300			76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	416,500	461,000		
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	428,000	472,600			77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	416,700	461,300		
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	428,300	472,900			78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	417,000	461,700		
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	428,600	473,200			79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	417,300	462,000		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	428,800	473,500			80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	417,500	462,300		
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	429,000	473,800			81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	417,700	462,600		
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	429,300	474,100			82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	418,000	463,000		
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	429,600	474,400			83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	418,300	463,300		
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	429,800	474,700			84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	418,500	463,600		
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	430,000	475,000			85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	418,700	463,900		
86	266,200	305,800	355,700	397,000	409,300	430,300	475,300			86	256,000	297,100	346,000	386,600	398,500	419,000	464,300		

改正前											
改正後											
87	256,300	297,400	346,400	387,000	398,800	419,300	464,600				
88	256,600	297,700	346,800	387,400	399,000	419,500	464,900				
89	256,900	298,000	347,000	387,700	399,200	419,700	465,200				
90	257,200	298,300	347,400	388,200	399,500	420,000					
91	257,500	298,600	347,800	388,600	399,800	420,300					
92	257,800	299,000	348,200	389,000	400,000	420,500					
93	258,100	299,200	348,400	389,300	400,200	420,700					
94		299,400	348,800	389,800	400,500	421,000					
95		299,700	349,200	390,200	400,800	421,300					
96		300,100	349,500	390,600	401,000	421,500					
97		300,300	349,800	390,900	401,200	421,700					
98		300,600	350,200	391,400	401,500	422,000					
99		301,000	350,600	391,800	401,800	422,300					
100		301,400	351,000	392,200	402,000	422,500					
101		301,600	351,500	392,500	402,200	422,700					
102		301,900	351,900	393,000	402,500						
103		302,200	352,300	393,400	402,800						
104		302,500	352,700	393,800	403,000						
105		302,700	353,200	394,100	403,200						
106		303,000	353,600	394,600	403,500						
107		303,300	353,900	395,000	403,800						
108		303,600	354,200	395,400	404,000						
109		303,800	354,700	395,700	404,200						
110		304,200		396,200	404,500						
111		304,600		396,600	404,800						
112		304,900		397,000	405,000						

改正後										改正前									
113		313,500		407,700						113		305,100		397,300					
114		313,700		408,200						114		305,300		397,800					
115		314,000		408,600						115		305,600		398,200					
116		314,400		409,000						116		306,000		398,600					
117		314,600		409,300						117		306,200		398,900					
118		314,800		409,800						118		306,400		399,400					
119		315,100		410,200						119		306,700		399,800					
120		315,400		410,600						120		307,000		400,200					
121		315,700								121		307,400							
122		315,900								122		307,600							
123		316,200								123		307,900							
124		316,500								124		308,200							
125		316,800								125		308,500							
定年前再任用短時間勤務職員										定年前再任用短時間勤務職員									
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200			192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 136 号

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 17 年条例第 27 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																																	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>405,000 円</td></tr> <tr><td>2</td><td>455,000 円</td></tr> <tr><td>3</td><td>508,000 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>574,000 円</td></tr> <tr><td>5</td><td>655,000 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>765,000 円</td></tr> <tr><td>7</td><td>893,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、「100 分</p>		号給	給料月額	1	405,000 円	2	455,000 円	3	508,000 円	4	574,000 円	5	655,000 円	6	765,000 円	7	893,000 円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員をいう。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>392,000 円</td></tr> <tr><td>2</td><td>440,000 円</td></tr> <tr><td>3</td><td>492,000 円</td></tr> <tr><td>4</td><td>555,000 円</td></tr> <tr><td>5</td><td>634,000 円</td></tr> <tr><td>6</td><td>740,000 円</td></tr> <tr><td>7</td><td>864,000 円</td></tr> </tbody> </table> <p>2～4 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 22 条第 2 項、第 25 条第 2 項第 1 号及び第 26 条第 1 項の規定の適用については、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 95」と、給与条</p>		号給	給料月額	1	392,000 円	2	440,000 円	3	492,000 円	4	555,000 円	5	634,000 円	6	740,000 円	7	864,000 円
号給	給料月額																																		
1	405,000 円																																		
2	455,000 円																																		
3	508,000 円																																		
4	574,000 円																																		
5	655,000 円																																		
6	765,000 円																																		
7	893,000 円																																		
号給	給料月額																																		
1	392,000 円																																		
2	440,000 円																																		
3	492,000 円																																		
4	555,000 円																																		
5	634,000 円																																		
6	740,000 円																																		
7	864,000 円																																		

改正後	改正前
<p>の127.5]とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>例第25条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 137 号

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年条例第 38 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、同条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 177.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 市長等の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、同条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 172.5</u>」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 138 号

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成 26 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 管理者の受ける期末手当の額は、丸亀市職員の給与に関する条例(平成 17 年条例第 43 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料の月額及びその額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 139 号

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 6 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u>を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第 14 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>100 分の 105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与</p>	<p>第 2 章 フルタイム会計年度任用職員の給与 (期末手当) 第 14 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>10 月に支給する場合には 100 分の 127.5</u>では 100 分の 125、4 月に支給する場合には 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第 14 条の 2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>10 月に支給する場合には 100 分の 105、4 月に支給する場合には 100 分の 107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>第 3 章 パートタイム会計年度任用職員の給与</p>

改正後	改正前																												
<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、10月に支給する場合には100分の125、4月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、10月に支給する場合には100分の105、4月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>(勤勉手当) 第22条の2 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3・4 略</p>																												
<p>別表(第4条関係)</p> <p>給料表</p> <table border="1" data-bbox="1110 1655 1396 2054"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>195,800</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>196,900</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>198,100</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>199,200</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>200,300</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>202,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	195,800	2	196,900	3	198,100	4	199,200	5	200,300	6	202,000	<p>別表(第4条関係)</p> <p>給料表</p> <table border="1" data-bbox="1110 685 1396 1077"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>183,500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>184,600</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>185,800</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>186,900</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>188,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>189,700</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	183,500	2	184,600	3	185,800	4	186,900	5	188,000	6	189,700
号給	給料月額																												
1	195,800																												
2	196,900																												
3	198,100																												
4	199,200																												
5	200,300																												
6	202,000																												
号給	給料月額																												
1	183,500																												
2	184,600																												
3	185,800																												
4	186,900																												
5	188,000																												
6	189,700																												

改正後		改正前	
7	<u>203,600</u>	7	<u>191,300</u>
8	<u>205,200</u>	8	<u>192,900</u>
9	<u>206,700</u>	9	<u>194,500</u>
10	<u>208,400</u>	10	<u>196,200</u>
11	<u>210,000</u>	11	<u>197,800</u>
12	<u>211,600</u>	12	<u>199,400</u>
13	<u>213,100</u>	13	<u>201,000</u>
14	<u>214,800</u>	14	<u>202,700</u>
15	<u>216,500</u>	15	<u>204,400</u>
16	<u>218,200</u>	16	<u>206,100</u>
17	<u>219,400</u>	17	<u>207,400</u>
18	<u>221,000</u>	18	<u>209,000</u>
19	<u>222,600</u>	19	<u>210,600</u>
20	<u>224,100</u>	20	<u>212,100</u>
21	<u>225,600</u>	21	<u>213,600</u>
22	<u>227,200</u>	22	<u>215,200</u>
23	<u>228,800</u>	23	<u>216,800</u>
24	<u>230,400</u>	24	<u>218,400</u>
25	<u>232,000</u>	25	<u>220,000</u>
26	<u>233,700</u>	26	<u>221,700</u>
27	<u>235,000</u>	27	<u>223,000</u>
28	<u>236,300</u>	28	<u>224,300</u>
29	<u>237,600</u>	29	<u>225,600</u>
30	<u>238,700</u>	30	<u>226,700</u>
31	<u>239,800</u>	31	<u>227,800</u>
32	<u>240,900</u>	32	<u>228,900</u>
33	<u>242,000</u>	33	<u>230,000</u>
34	<u>242,900</u>	34	<u>231,100</u>
35	<u>243,800</u>	35	<u>232,200</u>

改正後		改正前	
36	<u>244,800</u>	36	<u>233,300</u>
37	<u>245,800</u>	37	<u>234,400</u>
38	<u>246,700</u>	38	<u>235,400</u>
39	<u>247,600</u>	39	<u>236,400</u>
40	<u>248,400</u>	40	<u>237,300</u>
41	<u>249,200</u>	41	<u>238,200</u>
42	<u>249,900</u>	42	<u>239,100</u>
43	<u>250,500</u>	43	<u>239,900</u>
44	<u>251,100</u>	44	<u>240,700</u>
45	<u>251,800</u>	45	<u>241,400</u>
46	<u>252,400</u>	46	<u>242,000</u>
47	<u>253,000</u>	47	<u>242,600</u>
48	<u>253,600</u>	48	<u>243,200</u>
49	<u>254,100</u>	49	<u>243,800</u>
50	<u>254,700</u>	50	<u>244,400</u>
51	<u>255,300</u>	51	<u>245,000</u>
52	<u>255,800</u>	52	<u>245,500</u>
53	<u>256,200</u>	53	<u>246,000</u>
54	<u>256,600</u>	54	<u>246,400</u>
55	<u>256,900</u>	55	<u>246,700</u>
56	<u>257,200</u>	56	<u>247,000</u>
57	<u>257,500</u>	57	<u>247,300</u>
58	<u>257,800</u>	58	<u>247,600</u>
59	<u>258,100</u>	59	<u>247,900</u>
60	<u>258,400</u>	60	<u>248,200</u>
61	<u>258,700</u>	61	<u>248,500</u>
62	<u>259,000</u>	62	<u>248,800</u>
63	<u>259,300</u>	63	<u>249,100</u>
64	<u>259,600</u>	64	<u>249,400</u>

改正後		改正前	
65	<u>259,900</u>	65	<u>249,700</u>
66	<u>260,200</u>	66	<u>250,000</u>
67	<u>260,500</u>	67	<u>250,300</u>
68	<u>260,800</u>	68	<u>250,600</u>
69	<u>261,100</u>	69	<u>250,900</u>
70	<u>261,400</u>	70	<u>251,200</u>
71	<u>261,700</u>	71	<u>251,500</u>
72	<u>262,000</u>	72	<u>251,800</u>
73	<u>262,300</u>	73	<u>252,100</u>
74	<u>262,600</u>	74	<u>252,400</u>
75	<u>262,900</u>	75	<u>252,700</u>
76	<u>263,200</u>	76	<u>253,000</u>
77	<u>263,500</u>	77	<u>253,300</u>
78	<u>263,800</u>	78	<u>253,600</u>
79	<u>264,100</u>	79	<u>253,900</u>
80	<u>264,400</u>	80	<u>254,200</u>
81	<u>264,700</u>	81	<u>254,500</u>
82	<u>265,000</u>	82	<u>254,800</u>
83	<u>265,300</u>	83	<u>255,100</u>
84	<u>265,600</u>	84	<u>255,400</u>
85	<u>265,900</u>	85	<u>255,700</u>
86	<u>266,200</u>	86	<u>256,000</u>
87	<u>266,500</u>	87	<u>256,300</u>
88	<u>266,800</u>	88	<u>256,600</u>
89	<u>267,100</u>	89	<u>256,900</u>
90	<u>267,400</u>	90	<u>257,200</u>
91	<u>267,700</u>	91	<u>257,500</u>
92	<u>268,000</u>	92	<u>257,800</u>
93	<u>268,300</u>	93	<u>258,100</u>

改正後		改正前	
94	<u>268,600</u>	94	<u>258,400</u>
95	<u>268,900</u>	95	<u>258,700</u>
96	<u>269,200</u>	96	<u>259,000</u>
97	<u>269,500</u>	97	<u>259,300</u>
98	<u>269,800</u>	98	<u>259,600</u>
99	<u>270,100</u>	99	<u>259,900</u>
100	<u>270,400</u>	100	<u>260,200</u>
101	<u>270,700</u>	101	<u>260,500</u>
102	<u>271,000</u>	102	<u>260,800</u>
103	<u>271,300</u>	103	<u>261,100</u>
104	<u>271,600</u>	104	<u>261,400</u>
105	<u>271,900</u>	105	<u>261,700</u>
106	<u>272,200</u>	106	<u>262,000</u>
107	<u>272,500</u>	107	<u>262,300</u>
108	<u>272,800</u>	108	<u>262,600</u>
109	<u>273,100</u>	109	<u>262,900</u>
110	<u>273,400</u>	110	<u>263,200</u>
111	<u>273,700</u>	111	<u>263,500</u>
112	<u>274,000</u>	112	<u>263,800</u>
113	<u>274,300</u>	113	<u>264,100</u>
114	<u>274,600</u>	114	<u>264,400</u>
115	<u>274,900</u>	115	<u>264,700</u>
116	<u>275,200</u>	116	<u>265,000</u>
117	<u>275,500</u>	117	<u>265,300</u>
118	<u>275,800</u>	118	<u>265,600</u>
119	<u>276,100</u>	119	<u>265,900</u>
120	<u>276,400</u>	120	<u>266,200</u>
121	<u>276,700</u>	121	<u>266,500</u>
122	<u>277,000</u>	122	<u>266,800</u>

改正後		改正前	
123	277,300	123	267,100
124	277,600	124	267,400
125	277,900	125	267,700
126	278,200	126	268,000
127	278,500	127	268,300
128	278,800	128	268,600
129	279,100	129	268,900
130	279,400	130	269,200
131	279,700	131	269,500
132	280,000	132	269,800
133	280,300	133	270,100
134	280,600	134	270,400
135	280,900	135	270,700
136	281,200	136	271,000
137	281,500	137	271,300
138	281,800	138	271,600
139	282,100	139	271,900
140	282,400	140	272,200
141	282,700	141	272,500

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 別表の改正規定による改正後の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、当該改正の施行の日の属する月の前月の末日以前に退職(任期満了に伴い退職した後、引き続き任命権者を同じくする職に採用された場合を除く。)した者の当該退職前の任期に係る給与については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 140 号

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 17 年条例第 40 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、100 分の 177.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において議員が受けるべき議員報酬の月額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、100 分の 172.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 141 号

工事請負契約の締結について（緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事請負契約）

緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 7 年 12 月 18 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事
- 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 3 契約金額 金 1,428,240,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 129,840,000 円
- 4 契約の相手方 丸亀市田村町 1238 番地
ヒカリ・内藤ハウス特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町 1238 番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 西森 浩史
構成員 大阪府大阪市中央区北浜東 2 番 16 号
日刊工業新聞社ビル 4 階
株式会社内藤ハウス 大阪支店
執行役員大阪支店長 古澤 一也

参 照 工事(設計施工一括)請負仮契約書(写)別紙のとおり

緑化駐車場内立体駐車場整備事業
工事（設計施工一括）請負仮契約書（写）

1 工 事 名 緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事

2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目地内

3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和9年6月30日

4 契約金額 ¥1,428,240,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥129,840,000-

丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款(令和7年3月28日告示第18号)第64条(債務負担行為に係る契約の特則)の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額	令和7年度	金0円
	令和8年度	金907,502,000円
	令和9年度	金520,738,000円
(2) 出来高予定額	令和7年度	金0円
	令和8年度	金1,006,021,500円
	令和9年度	金422,218,500円

5 契約保証金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除

6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無

- 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
 該当しない

7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については特記仕様書等に定めるとおり

8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者ヒカリ・内藤ハウス特定建設工事共同企業体（代表者 株式会社ヒカリ 代表取締役 西森 浩史）とは、各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款（令和7年告示第18号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年12月2日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 ㊟

受注者 丸亀市田村町1238番地
ヒカリ・内藤ハウス特定建設工事共同企業体
代表者 丸亀市田村町1238番地
株式会社ヒカリ
代表取締役 西森 浩史 ㊟

構成員 大阪府大阪市中央区北浜東2番16号
日刊工業新聞社ビル4階
株式会社内藤ハウス 大阪支店
執行役員大阪支店長 古澤 一也 ㊟

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」
については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等
に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付す
ること。

(契約書別紙)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	⑥その他 (外構工事)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当無し

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート類、碎石	株式会社 土器川碎石	香川県丸亀市飯野町東二 1717
アスファルト類	前田道路（株）香川合材工場	香川県坂出市築港町二丁目 310-126

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 2,200,000 円（税抜き）
(注) 運搬費を含む。

工 事 概 要 書

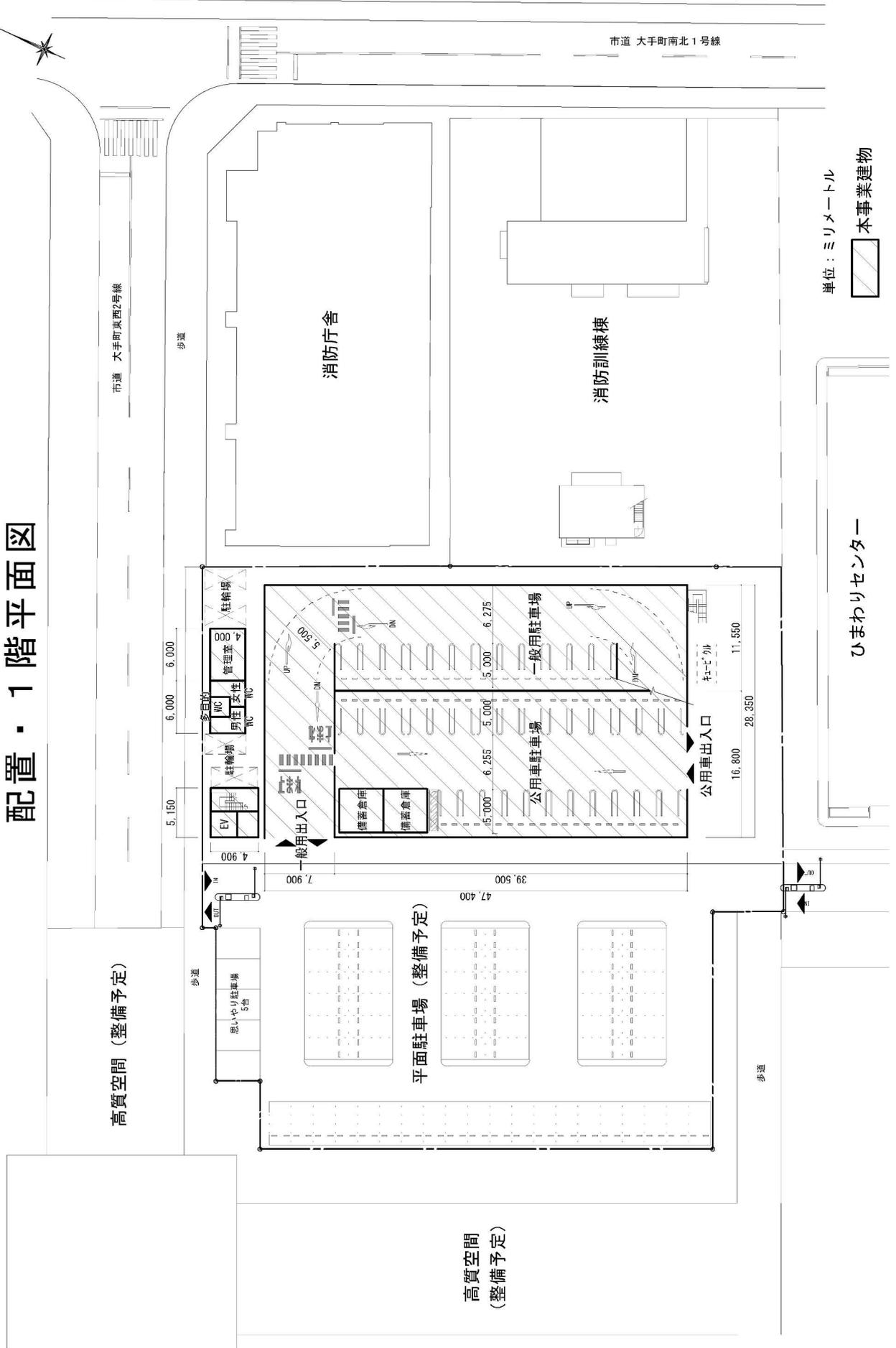
<p>契約の目的 (工事名称)</p>	<p>緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事</p>									
<p>工 事 概 要</p>	<p>【構造・規模】</p> <p>○自走式立体駐車場及び付帯施設 (EV、備蓄倉庫等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形式：スキップ式 ・構造：鉄骨造 ・階数：5層6段 ・延床面積：6,938.66 m² ・駐車台数 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">一般駐車場</td> <td style="padding-right: 20px;">177台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>思いやり駐車場</td> <td>2台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公用車駐車場</td> <td>68台</td> <td style="text-align: right;">合計 247台</td> </tr> </table> <p>○関連施設 (管理室、トイレ棟)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造：軽量鉄骨造 ・階数：平屋建て ・延床面積：48.00 m² <p style="text-align: right;">上記に係る設計施工一括発注工事</p>	一般駐車場	177台		思いやり駐車場	2台		公用車駐車場	68台	合計 247台
一般駐車場	177台									
思いやり駐車場	2台									
公用車駐車場	68台	合計 247台								

緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事

付近見取図



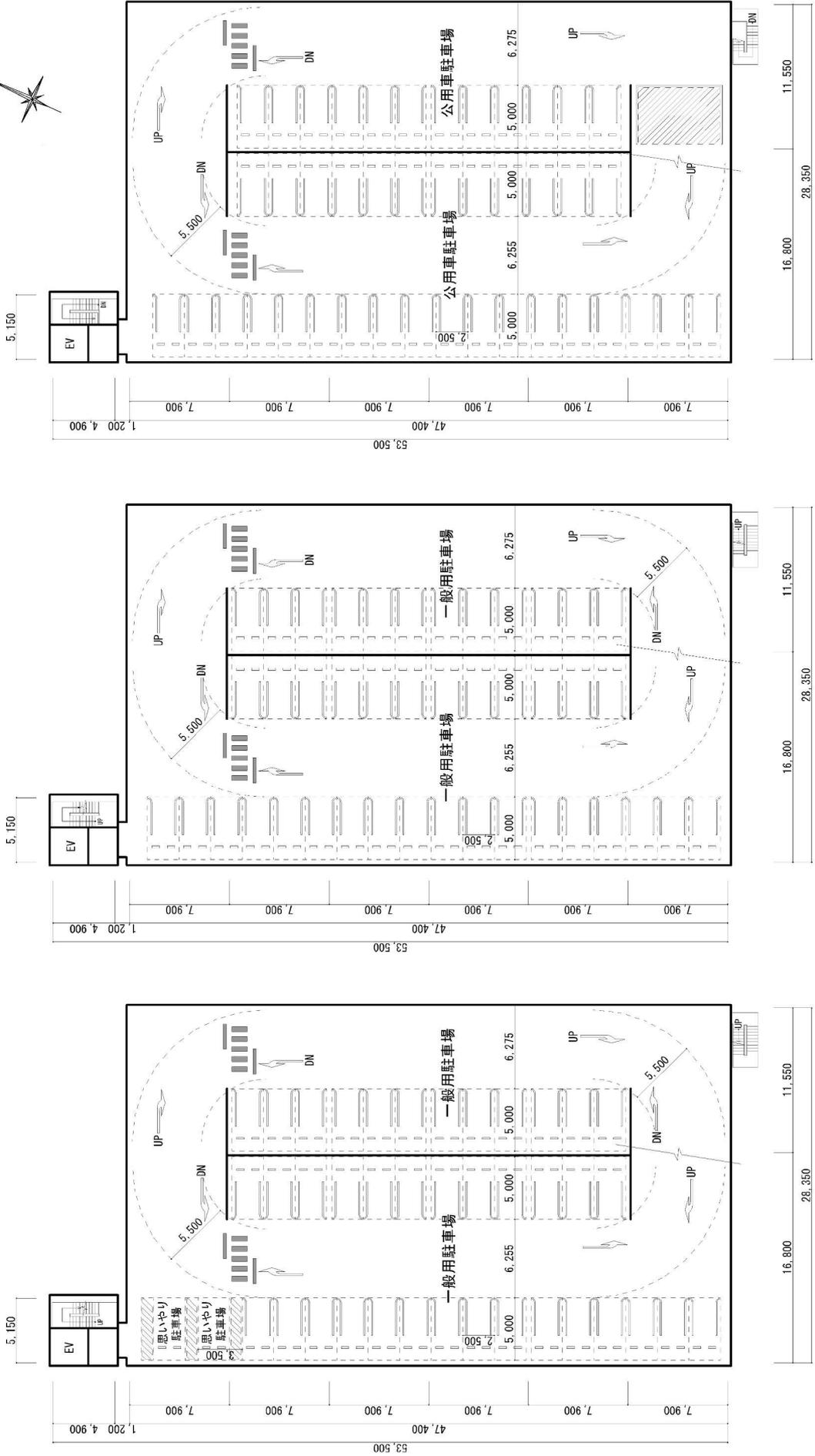
緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事 配置・1階平面図



緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事

2階～屋上階平面図

単位：ミリメートル



2階平面図

3～5階平面図

屋上階平面図

提 案 理 由

議案第 134 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 6 億 1,028 万 5,000 円を追加し、予算の総額を 800 億 8,948 万 5,000 円とするものであります。

その内容といたしましては、11 月 21 日に閣議決定された『「強い経済」を実現する総合経済対策』に基づき、0 歳から高校 3 年生までのこどもに 1 人当たり 2 万円の「物価高対応子育て応援手当」を支給するための事業費として 4 億円を計上いたします。

このほか、年度当初における職員の香川県広域水道企業団への身分移管や人事異動並びに今般の人事院勧告等に伴い、職員及び会計年度任用職員の報酬、給料、手当、共済費について各科目間の更正など所要の措置を行うものです。

また、これらの財源として、国支出金、財政調整基金繰入金、前年度繰越金を計上するものであります。

議案第 135 号から議案第 140 号まで

丸亀市職員の給与に関する条例の一部改正、丸亀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、丸亀市市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市モーターボート競走事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正、丸亀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正及び丸亀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、一般職の職員の給料、期末・勤勉手当及び特定任期付職員の給料、期末手当について、人事院勧告に準拠した改正を行い、併せて会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当、特別職及び市議会議員の期末手当についても改正を行うものであります。

議案第 141 号

工事請負契約の締結につきましては、緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る設計施工一括発注工事について、緑化駐車場内立体駐車場整備事業に係る公募型プロポーザル委員会で、去る 10 月 30 日に提案書のヒアリングを行い、ヒカリ・内藤ハウス特定建設工事共同企業体を優先交渉権者に決定し、工事（設計施工一括）請負仮契約を 12 月 2 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。